

# 学校法人後藤学園

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学園教職員が働きやすい環境をつくることによって、仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

### 《職業生活に関する機会の提供に関する目標》

目標1：

常時雇用する労働者の男女比を50対50に近づける。

#### ＜実施時期・取組内容＞

令和4年4月から 女性の採用を積極的に行う。

令和5年4月から 教員養成大学等への求人募集のための訪問を行う。

令和6年4月から 新規に採用する職員に占める女性の割合を向上させる。

令和7年4月から 中途採用する職員に占める女性の割合を向上させる。

令和8年4月から 採用試験等の実施日の見直しを行う。

目標2：

幹部職員に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

#### ＜実施時期・取組内容＞

令和4年4月から 女性が幹部職員として活躍できる職場であることを積極的に広報する。

令和5年4月から 学園主催の教職員研修において学校（園）経営をテーマとする講師を招聘する。

令和6年4月から 各所属で幹部職員の女性候補者を確認し、教職員研修等をととしてキャリアアップを図る。

令和7年4月から 各所属長が所属経営について、女性候補者と積極的に協議し、職員の意識醸成を図る。